

五霞町耐震改修促進計画の計画期間の延長について

五霞町では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく「五霞町耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、都道府県が定める都道府県耐震改修促進計画に基づき策定することとされており、都道府県の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、国が定める「基本方針」に基づき策定することとされております。現在、国において「基本方針」の見直しが検討されていることから、茨城県は現行の「茨城県耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月策定）」で令和 2 年度までとしている計画期間を 1 年延長し、令和 3 年度までとしました。五霞町においても、茨城県耐震改修促進計画の期間延長に伴い、「五霞町耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改正）」の計画期間を 1 年延長し、令和 3 年度までとします。

次期「五霞町耐震改修促進計画」の策定については、茨城県が策定予定の「茨城県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、令和 3 年度以降に策定予定です。

<計画期間の延長>

現 計 画 期 間：平成 28 年度 ～ 令和 2 年度

変更後計画期間：平成 28 年度 ～ 令和 3 年度

<現状の耐震化率>

令和 2 年 3 月 31 日現在

建築物の種類	全施設の（戸）数	現状の耐震化率	耐震化率の目標値
住宅	2,894	74.1%	90%
民間の特定建築物等	22	90.9%	
町有の特定建築物等	9	100%	